



2022年10月25日

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会御中

一般社団法人Spring
代表理事 佐藤 由紀子
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階
E-mail:lobbying@spring-voice.org

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会第10回会議配布資料 試案に対するSpringの見解

この間、刑事法(性犯罪)部会の委員、幹事の皆様におかれましては、性犯罪に適切に対処するため、そして性暴力被害当事者の実態に即したものとするための法整備の在り方について議論を尽くしていただいていることに、深く感謝申し上げます。

2022年10月24日、刑法改正に向けた試案が公表されましたが、私たちはこの内容に大きな懸念を持ちました。以下に見解を述べさせていただきます。

1、暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正について

例示列举事由で暴行脅迫以外の行為も追加され、明記されたことは評価できます。

処罰されるべき「同意のない性行為」にはこういう例があるんだと社会に知らせる効果があるためです。

しかし、大きな懸念は、この試案では「拒絶困難」だったかどうか問われているところです。

「拒絶困難」という文言については、これまでと同じように被害者に拒絶の義務を課すとの誤解を生みやすく、また、現場の警察官や、検察官がこの条文を読んで統一された条文の解釈ができるか不明瞭です。裁判の場においても、裁判官によって判断にばらつきが生じる可能性があるのではないかと懸念を持っています。条文の解釈において、引き続き被害者に抵抗を求める運用が続くのではないかと強く懸念されるため、今一度見直すべきと考えます。

また、実態に即して相手の意思に反した性交を処罰していく、というメッセージ性が感じられないため、見直しの方向性としては、処罰規定の本質である、「相手が同意していないにもかかわらず性的行為を行う者を罰すること」が、メッセージとして社会にしっかり伝わる条文にすべきと考えています。

これまでの法制審の議論の中では、長谷川幹事案の「次の事由その他の事由により、性に関する自由な意思の決定若しくは伝達又は意思の実現に妨げがある状況であることに乗じて、性交等をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処するものとする。」が、私たちの思いが一番近い案ですが、理想はスウェーデン型の「自発的に参加していない者に対し、性行為をした者は罰する」という条文になることです。日本でも、性行為をしようとする側が相手に対して、その行為に対する相手の自発的な意思をしっかりと確認しなければ罰せられる、というものになる必要があると考えています。

2、地位関係性について

暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正に含まれる形で「経済的社会的関係上の地位に基づく影響力」が例示列举事由の1つとして追加されましたが、これでは不十分と考えます。

まず、「拒絶困難にさせ」と「拒絶困難であることに乗じ」がさらに要件となる為、「拒絶」の文言があることで、これまでのように被害者に「拒絶困難ではなかったのではないかと」なお拒絶を求める運用が行われるのではないかと懸念します。また前述の通り、捜査機関、司法機関で判断にばらつきが生じるのではないかと懸念します。

少なくとも教師と生徒、施設職員と利用者(入所者)、主治医と患者、カウンセラーとクライアント、宗教指導者と信者等といった関係性は「例外なく自由な意思決定ができない」(たとえそのとき同意していたとしても処罰



の対象となる)地位関係性ということで、監護者性交等罪と同等の犯罪類型として処罰規定を創設するべきであると考えます。

3、性交同意年齢について

16歳未満と記載が盛り込まれたことは評価できます。

ただ、年齢差要件は5歳差では大きすぎるという印象です。要件は設けないか、せめて3歳差としてほしいなど、現在意見がさまざま出ています。

また、「対処能力が不十分であることに乗じて」という実質要件を入れることに反対します。そもそも性交同意年齢は形式要件なのでそこに実質要件を入れる意味はないと考えます。

※「乗じて」の意味の違いについての懸念

監護者性交等罪の「現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」の「乗じて」と、暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件にある「拒絶困難であることに乗じて」の「乗じて」と、先程の性交同意年齢にある「16歳未満の者の対処能力が不十分であることに乗じて」の「乗じて」では、例外があるかないかの点で意味が違うなど、非常に分かりづらいと考えます。

4、公訴時効を撤廃するか、それが難しい場合は現在の公訴時効より15年延長してください

試案では現行法の公訴時効に5年延長され、18歳未満の場合は18から被害時年齢を引いた年数がさらに加算される案になっていますが、これでもあまりに短く、被害実態に見合っておりません。

試案をもとに仮に8歳で被害にあった場合を例にあげると、時効は25年になりますが、一般社団法人Springが行った実態調査では、挿入を伴う性被害の認識年数に26年間以上かかったケースが799件中35件で4.38%、また、31年以上かかったケースが同19件、約2.38%ありました。

幼いときの性被害が何十年も経ってから記憶によみがえるというケースは少なくありません。

性被害は、被害から何年経っても心身に刻まれた深刻なトラウマが消失するわけではなく、むしろ年齢を重ねる過程において、被害者がその後を生きる上で深刻な悪影響をもたらし続けます。

また、年数を経て様々なきっかけで自身の性被害を認識できたとしても、加害者から植え付けられた恐怖や恥、自責感、罪悪感や自罰感情などからすぐに加害者を訴えられるわけではなく、精神的な治療や心理的ケアを何年も重ねて、ようやく訴えられる可能性が出てくるのが実態です。

何歳になっても被害者が公訴する権利を等しく与えられるよう、時効は撤廃してください。

それがどうしても叶えられない場合は、最低でも現行法の公訴時効より15年延長し、18歳未満の場合は試案の通り18から被害時年齢を引いた年数がさらに加算されることを強く求めます。

以上